

感染症法に基づく主な措置の概要

	一類感染症	二類感染症	三類感染症	四類感染症	五類感染症	新型インフルエンザ等感染症
対象としている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1) 等	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 等	黄熱 鳥インフルエンザ(H5N1) を除く。) 等	インフルエンザ 性器クラミジア感染症 梅毒 等	新型インフルエンザ※1 再興型インフルエンザ※2
規制方法	法律	法律	法律	法律・政令	法律・省令	法律(発動は大臣による公
検査法】	○	×	×	×	×	○
療法】	○	×	×	×	×	○
疫法】	○	×	×	×	×	○
病原体保有者への適用	○	×	×	×	×	○
患者への適用	○	○(政令で定めるもの)	×	×	×	(かかっていると疑うに正当のあるもの)
勧告・措置	○	○	×	×	×	○
限	○	○	○	×	×	○
断受診の勧告・実施	○	○	○	×	×	○
移動制限	○	○	○	×	×	○
水の使用制限	○	○	○	×	×	△※3
・昆虫等の駆除	○	○	○	○	×	△※3
れた物件の廃棄等	○	○	○	○	×	○
れた場所の消毒	○	○	○	○	×	○
の届出	○	○	○	○	×	○
届出	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (直ちに)	○ (7日以内)	○ (直ちに)
疫学調査の実施	○	○	○	○	○	○
立入制限・封鎖	○	×	×	×	×	△※3
制限	○	×	×	×	×	△※3
態の報告要請	×	×	×	×	×	○
自粛の要請	×	×	×	×	×	○